

日本地域学会『地域学研究』超過費用細則

(目的)

第1条 この細則は、日本地域学会『地域学研究』掲載論文等の執筆要綱を定める規程第2条第7項および同条第25項の規定に基づき、超過費用について目安となる値を定める。

(頁数制約を満たさない場合の超過費用)

第2条 刷り上がりの原稿について頁数制約である13ページ以内という基準を満たさない場合の超過費用は、14ページを超えた分について1ページあたり11,000円(税別、以下について同じ)を上限とする。

(カラー印刷の場合の超過費用)

第3条 冊子体の『地域学研究』における原稿をカラーで印刷する場合の超過費用は、1ページあたり35,000円を上限とする。

(電子ジャーナルにおける図表のカラー化に伴う超過費用)

第4条 電子ジャーナルで公開される原稿の図表をカラーとし、冊子体をモノクロで印刷する場合の超過費用は、論文1件につき500円、図表1点につき300円の合計を上限とする。

(改正)

第5条 この細則は、本学会理事会の議を経て改正することができる。

附 則

この細則は、令和5年4月15日から施行する。